

堺市消防長庁達第1号

庁 中 一 般
各 消 防 署

堺市救助隊業務規程（平成20年消防長庁達第27号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年1月30日

堺市消防長 西 尾 学

第3条第2項中「執行体制」を「実施体制」に改める。

第7条第2号中「救助器具等、日々点検表」を「救助器具等日々点検表」に改める。

第8条中「様式第1号」を「別記様式」に改める。

第23条中「救助その他の対応」を「救助及びその他の対応」に改める。

別表を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第1号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

この庁達は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

（令3消防長庁達5・一改）

救助器具等日々点検表

日	分類	品名
1 1 1 2 1 3 1	一般救助用器具 検索用器具	かぎ付きはしご 三連はしご ワイヤはしご 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング ロープ カラビナ 滑車 簡易画像探索機
2 1 2 2 2	重量物排除用器具	油圧ジャッキ 油圧スプレッダー 可搬ウインチ ワイヤロープ マンホール救助器具 マット型空気ジャッキ式 大型油圧スプレッダー 救助用支柱器具 チェーンブロック
3 1 3 2 3	切断用器具	油圧切断機 エンジンカッター ガス溶断器 チェーンソー 鉄線カッター 空気鋸 大型油圧切断機 空気切断機 コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー
4 1 4 2 4	破壊用器具	万能斧 ハンマー 携帯用コンクリート破壊器具 削岩機 ハンマドリル
5 1 5 2 5	検知・測定用器具 除染用器具	生物剤検知器 化学剤検知器 可燃性ガス測定器 有毒ガス測定器 酸素濃度測定器 放射線測定器 除染シャワー 除染剤散布器
6 1 6 2 6	呼吸保護用器具	酸素呼吸器 簡易呼吸器 防塵マスク 送排風機 エアラインマスク
7 1 7 2 7	隊員保護用器具	耐電手袋 安全帯 防塵メガネ 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服 陽圧式化学防護服 耐熱服 放射線防護服 耐電衣 耐電ズボン 耐電長靴 特殊ヘルメット
8 1 8 2 8	水難救助用器具 山岳救助用器具	潜水器具一式 流水救助器具一式 救命胴衣 水中投光器 救命浮環 浮標 救命ボート 船外機 水中スクーター 水中無線機 水中時計 水中テレビカメラ 登山器具一式 バスケット担架
9 1 9 2 9	その他の救助用器具	投光器一式 携帯投光器 携帯拡声器 応急処置用セット 車両移動器具 その他の携帯救助工具 緩降機 ロープ登降機 救助用降下機
10 2 0 3 0	高度救助用器具	画像探索機 地中音響探知機 熱画像直視装置 夜間用暗視装置 地震警報器 電磁波探査装置 二酸化炭素探査装置 水中探査装置
毎日	呼吸保護用器具 その他の救助用器具	空気呼吸器 携帯無線機

品名 ／ 日	破壊用具			検知・測定器具					呼吸保護用具					隊員保護用具																	
	万能斧	ハンマー	携帯用コンクリート破壊器具	削岩機	ハンマドリル	生物剤検知器	化学剤検知器	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	空気呼吸器(予備ボンベを含む。)	酸素呼吸器(予備ボンベを含む。)	簡易呼吸器(レスクマスクを含む。)	防塵マスク	送排風機	エアラインマスク	耐電手袋	安全帯(フルハーネス型墜落制止用器具を含む。)	防塵メガネ	携帯警報器	防毒マスク	化学防護服(陽圧式化学防護服を除く。)	陽圧式化学防護服	耐熱服	放射線防護服(個人用線量計を含む。)	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	特殊ヘルメット	
1																															
2																															
3																															
4																															
5																															
6																															
7																															
8																															
9																															
10																															
11																															
12																															
13																															
14																															
15																															
16																															
17																															
18																															
19																															
20																															
21																															
22																															
23																															
24																															
25																															
26																															
27																															
28																															
29																															
30																															
31																															
異常個所の状況																															

品名 日	検 索 用 器 具	除 染 用 器 具	水 難 救 助 用 器 具											山 岳 救 助 用 器 具	そ の 他 の 救 助 用 器 具												
	簡易画像探索機	除染シャワー	除染剤散布器	潜水器具一式	流水救助器具一式	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	水中無線機	水中時計	水中テレビカメラ	登山器具一式	バスケット担架	投光器一式(発電機を含む。)	携帯投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	車両移動器具	その他の携帯救助工具	緩降機	ロープ登降機	救助用降下機
1																											
2																											
3																											
4																											
5																											
6																											
7																											
8																											
9																											
10																											
11																											
12																											
13																											
14																											
15																											
16																											
17																											
18																											
19																											
20																											
21																											
22																											
23																											
24																											
25																											
26																											
27																											
28																											
29																											
30																											
31																											
異常個所の状況																											

品名 ／ 日	高 度 救 助 用 器 具																																								
	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水中探査装置																																	
1																																									
2																																									
3																																									
4																																									
5																																									
6																																									
7																																									
8																																									
9																																									
10																																									
11																																									
12																																									
13																																									
14																																									
15																																									
16																																									
17																																									
18																																									
19																																									
20																																									
21																																									
22																																									
23																																									
24																																									
25																																									
26																																									
27																																									
28																																									
29																																									
30																																									
31																																									
異常個所の状況																																									

- 備考 1 点検完了後異常のない事項には○印、異常箇所のある事項には×印を記入のこと。
 2 資機材のない項目については、斜線を引くこと。